

# 苦情件数及び内容

令和2年9月30日

項目	年度	令和元年度(累計)		令和2年度(9月末)	
		件数	主な内容	件数	主な内容
危険運転等	63 ( 70.0% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煽り行為 ( 26 )</li> <li>・急な割込み・追越し ( 14 )</li> <li>・速度超過 ( 7 )</li> <li>・幅寄せ ( 3 )</li> <li>・蛇行運転 ( 0 )</li> <li>・信号無視 ( 3 )</li> <li>・急ブレーキ ( 0 )</li> <li>・その他 ( 10 )</li> </ul>	24 ( 66.7% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煽り行為 ( 7 )</li> <li>・急な割込み・追越し ( 8 )</li> <li>・速度超過 ( 3 )</li> <li>・幅寄せ ( 0 )</li> <li>・蛇行運転 ( 1 )</li> <li>・信号無視 ( 2 )</li> <li>・急ブレーキ ( 0 )</li> <li>・その他 ( 3 )</li> </ul>	
宅配関係等	2 ( 2.2% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷物の破損 ( 1 )</li> <li>・配達遅延 ( 1 )</li> </ul>	0 ( 0.0% )		
引越関係等	1 ( 1.1% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白トラ引越し ( 1 )</li> </ul>	1 ( 2.8% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応不満 ( 1 )</li> </ul>	
違法駐車等	3 ( 3.3% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法駐車 ( 2 )</li> <li>・迷惑駐車 ( 1 )</li> </ul>	1 ( 2.8% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法駐車 ( 1 )</li> </ul>	
労働条件等	4 ( 4.4% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拘束超過 ( 3 )</li> <li>・パワハラ ( 1 )</li> </ul>	0 ( 0.0% )		
無許可営業等	0 ( 0.0% )		0 ( 0.0% )		
環境問題等	2 ( 2.2% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波法違反 ( 2 )</li> </ul>	2 ( 5.6% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波法違反 ( 1 )</li> <li>・騒音 ( 1 )</li> </ul>	
不法改造等	1 ( 1.1% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法改造 ( 1 )</li> </ul>	0 ( 0.0% )		
運賃等	0 ( 0.0% )		0 ( 0.0% )		
その他	14 ( 15.6% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両持帰り ( 3 )</li> <li>・事故対応 ( 2 )</li> <li>・ながらスマホ ( 2 )</li> <li>・運行管理 ( 2 )</li> <li>・積載方法 ( 1 )</li> <li>・眩惑 ( 1 )</li> <li>・低速走行 ( 1 )</li> <li>・違法点呼 ( 1 )</li> <li>・その他 ( 1 )</li> </ul>	8 ( 22.2% )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミの投棄 ( 2 )</li> <li>・運転マナー ( 2 )</li> <li>・あおりの閉め忘れ ( 1 )</li> <li>・運転指導方法 ( 1 )</li> <li>・交通渋滞の緩和策 ( 1 )</li> <li>・その他 ( 1 )</li> </ul>	
合計	90 ( 100% )		36 ( 100% )		

注:( )は構成比

※ 前年同期比 50件

## 苦 情 ( 9 月 )

電 話	危険運転等 (速度超過)	11日
内 容	<p>8月末頃に、国道4号を福島方面から仙台方面に走行中、4トントラックに煽られまではいかないが、かなりのスピードで追隨されたので、事務所を訪ねクレームを言おうとしたが事務所の電気はついているが誰もいなかった。</p> <p>運行している時は事務所を空けてもいいのか。</p> <p>また、スピード超過に対しては協会から指導して欲しい。</p>	
対 応	<p>運行管理者に再発防止徹底と安全運転の励行についての指導を依頼</p>	
メール	電波法違反	18日
内 容	<p>9月17日の夜、〇〇〇〇という貨物事業社の運転者△△他3名が電波法第52条違反となるアマチュア無線を使用した業務連絡を行っていました。</p> <p>具体的には、運転手の点呼、走行情報のやりとり、積込み場での連絡などで、先週より同様の通信が平日に複数回確認されております。</p> <p>この様な違反は懲役1年以下または100万円以下の罰金のほか、これらの違反を行っている運転者が雇用されている法人にも状況によっては電波法第111条の両罰規定で電波法違反となる場合があります。</p> <p>宮城県内では東日本大震災の復興工事や災害復旧などの公共現場で貨物事業者による違反が目立ち、最近では河北新報にも報道されて、大きな社会問題となっております。</p> <p>適正化事業の業務として指導していただきたい。</p>	
対 応	<p>運行管理者に事実確認及び違法性・迷惑性について指導</p>	